

会津大学先端情報科学研究センター規程

(平成26年12月1日規程第1号)

改正 平成29年2月22日規程第32号

改正 2018年4月1日規程第9号

(趣 旨)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程（平成18年規程第2号）第6条に定める会津大学先端情報科学研究センター（以下「センター」という。）の内部組織、管理及び運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、コンピュータ情報科学技術関連全分野における本学の持つ先端技術を基盤に、社会の多様なニーズに応える研究開発を推進し、他大学や企業、研究機関等、外部との連携も積極的に進めながら、研究開発の拠点化を目指すことを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条に掲げる目的を達成するため、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 最先端の情報科学技術研究開発に関する業務
- (2) 複合領域、学際領域の研究開発に関する業務
- (3) 研究成果を生かした知的財産の創造、活用等に関する業務
- (4) 論文発表、国内外の学会主催などによる本学の認知度向上、情報発信に関する業務
- (5) 新知識体系の構築と形成に関する業務
- (6) 本学が取り組む他の関連研究開発への支援に関する業務
- (7) 前各号に定めるもののほか、センター設置目的の達成に必要な業務

(内部組織等)

第4条 センターには、先端研究開発分野ごとに、研究集団である「クラスター」を置くものとする。

- 2 クラスターの新規設立、継続、廃止又はクラスター構成員の変更（以下、「クラスターの新規設立等」という。）を審議するための審査委員会を置く。なお、クラスターの新規設立等に当たっては、審査委員会での審議内容を踏まえ、部局長会議の審議を経るものとする。
- 3 クラスターの設置期間は5年以内とする。ただし、審査委員会及び部局長会議において、特別な理由があると認められるときは、5年を超えて設置することができる。

- 4 審査委員会は、研究科長、大学院コンピュータ・情報システム学専攻長、大学院情報技術・プロジェクトマネジメント専攻長、先端情報科学研究センター長（以下「センター長」という。）、産学イノベーションセンター長をもって組織し、センター長が委員長となる。審査委員会に関する事項は委員長が別に定める。
- 5 センターに、前条の業務を円滑に遂行するための技術的助言を行うアドバイザリーボードを置く。アドバイザリーボードに関する事項はセンター長が別に定める。

（構成員）

第5条 クラスタは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) リーダー 1名
 - (2) サブリーダー 1名
 - (3) メンバー
 - (4) アフィリエイト
- 2 リーダー、サブリーダー及びメンバーになることができる者は、本学の専任教員に限るものとする。ただし、リーダー及びサブリーダーについては、任期の定めのない専任教員に限るものとする。
 - 3 アフィリエイトになることができる者は、本学の客員研究員、特別研究員及び特別研究支援者並びに他の大学・研究機関等に所属する専任教職員に限るものとする。
 - 4 リーダー及びサブリーダーの選任及び変更については、審査委員会での審議内容を踏まえ、部局長会議の審議を経るものとする。
 - 5 メンバーの選任及び変更については、リーダー及びサブリーダーの承認・推薦を受け、審査委員会の審議を経て、部局長会議に報告するものとする。
 - 6 アフィリエイトの選任及び変更について、リーダー及びサブリーダーの承認・推薦を受け、審査委員会及び部局長会議に報告するものとする。

（構成員の役割）

- 第6条 リーダーは、クラスタの研究開発等を統括し、クラスタの管理、運営に関する責任を負うものとする。
- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、クラスタの研究開発等を担当、実施するものとする。
 - 3 リーダーに事故があるとき、又はリーダーが欠けたときは、サブリーダーがその職務を代理する。
 - 4 メンバーは、リーダー及びサブリーダーと協力し、研究開発等を進めるものとする。
 - 5 アフィリエイトは、クラスタの研究開発等を支援し、クラスタの成果創出に寄与するものとする。

(運営事務局)

第7条 センターには、第3条の業務を円滑に遂行するため、運営事務局（以下「センターオフィス」という。）を置くものとする。

2 センターオフィスは、センター長、運営担当マネージャー、事務局担当者をもって組織する。

3 センターオフィスは、次の各号に定める業務を行う。

- (1) センター運営に必要な書類作成及び関連業務
- (2) センター主催の各種会議等の招集、実施
- (3) センターに係る広報活動の実施
- (4) 前各号に定めるもののほか、センター長が必要と認める業務

(その他)

第8条 理事長は、クラスター構成員が本学の持つ先端技術を基盤とする研究開発等を積極的に推進できるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。なお、当該措置の具体的な内容については、部局長会議の審議を経るものとする。

2 クラスター構成員は、外部資金の積極的な獲得に努めるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程第4条第1項で定める現クラスターについては、この規程の施行日をもって設置したものとみなす。